

運用報告書の適正性に関する確認書

2018年4月16日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

| | |
|-------------------|--------------------------------|
| 本店所在地 | 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 |
| 不動産投資信託証券発行者名 | アドバンス・レジデンス投資法人 (コード: 3269) |
| 代表者の役職・氏名 (署名) | 執行役員 高坂健司 |

当投資法人の執行役員である高坂健司は、当社の2017年8月1日から2018年1月31日までの第15期営業年度の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。投信法においては、資産の運用、資産保管その他の業務を一定の他の者に委託しなければならないこととされております。第15期営業期間の決算日時点において、本投資法人は、資産の運用に係る業務等をADインベストメント・マネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務を含む一般事務及び資産保管業務を三井住友信託銀行株式会社に、投資主名簿管理等に係る一般事務をみずほ信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に、それぞれ委託しております。

また、本投資法人の会計監査人は、有限責任監査法人トーマツです。

2. 資産運用報告作成のプロセス

一般事務受託者から提出される会計帳簿をもとに、資産運用会社において、「業務分掌規程」に基づき、管理本部が、各関係部署より受領した重要な情報等に基づいて、資産運用報告原案を作成しております。なお、作成された原案については、法律事務所及び税理士法人による助言及び会計監査人による監査を受け、投信法第131条第2項の規定に基づき、2018年3月12日付本投資法人の役員会にて承認されております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 森・濱田松本法律事務所より、資産運用報告の作成に際して、投信法、投資法人の計算に関する規則等に関する適法性についてのチェックと助言を受けております。
- (2) 本投資法人の会計監査人である有限責任監査法人トーマツより、投信法第130条に規定される会計監査を受け、同法第131条に基づく会計監査報告を受領しております。
- (3) 税務に関する事項は、デロイト トーマツ税理士法人によるチェックと助言を受けております。
- (4) 資産運用会社において、本投資法人の投資主が適切な投資判断を形成するために必要な開示の要件と手続の根幹を定める開示規程に基づき、適正に開示が行われていることを確認いたしました。

以上